

生駒市条例第 2 2 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 6 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成 2 2 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 生駒市図書館条例施行規則（昭和 6 2 年 3 月生駒市教育委員会規則第 1
号）第 9 条第 2 項の利用券として利用できるサービス

第 3 条第 3 項中「前条各号」を「前条第 1 号及び第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。